

第 4 7 回
飯山市都市計画審議会

議 案

平成 2 9 年 1 月 3 1 日

目 次

議第 1 号 飯山市景観計画の一部変更に伴う意見聴取について	・・・ 2
-----------------------------------	-------

議第 1 号

飯山市景観計画の一部変更に伴う意見聴取について

平成 29 年 1 月 31 日提出
飯山市都市計画審議会

まち第 288 号
平成 29 年 1 月 31 日

飯山市都市計画審議会長 様

飯山市長 足 立 正 則

飯山市景観計画の一部変更に伴う意見聴取について

このことについて、景観法第 9 条第 2 項において、飯山市都市計画審議会条例第 2 条の規定により、審議会に意見を求めます。

景観法（抜粋）

（策定の手続き）

第 9 条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

飯山市景観計画の一部変更

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まった以降、長野県内では急速に再生可能エネルギーの導入が進み、中でも太陽光発電設備については、設置にあたって一定程度の面積規模を要すること等から、設置状況によっては地域の景観への影響が懸念されています。

当市ではこれまで太陽光発電施設の設置につきましては、届出対象行為のうち工作物の電気供給施設・通信等施設の基準を適用しておりましたが、届出対象行為としての位置づけをより明確にするため、太陽光発電施設を工作物の一類型とするため、景観計画の一部を変更します。

(参照・別紙：飯山市景観計画の一部変更について（案）)